

生産振興に係る事業

※ 記載事業は、令和3年度予算が成立した場合に実施

農業構造改革事業

食糧自給率の向上に資する戦略作物の生産振興のほか、生産力の確保に向けて、農地のフル活用と収益性の高い作物の生産振興に取り組む。

対象者：販売目的で対象作物を生産する市内在住の農業者であって、以下に記載する各事業の対象者に、令和3年6月末時点で該当していること。

※ 「人・農地プラン登載者」とは、「(旧)人・農地プラン登載者(中心経営体)」又は「実質化された人・農地プラン登載者」をいう。【令和4年度以降は、「(旧)人・農地プラン登載者(中心経営体)」は廃止】

対象農地：市内の農地

①飼料用米生産振興事業【水田】

【対象者】

- ・ 担い手(認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者)
- ・ 人・農地プラン登載者(中心経営体のみ)

【要件】

- ・ 飼料用米を5ha以上作付すること。

【交付単価】

2,000円/10a

【提出書類等】

- ・ 販売伝票(写し)

対象作物：飼料用米

②麦・大豆生産拡大推進事業【水田】

【対象者】

- ・ 担い手(認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者)
- ・ 人・農地プラン登載者(中心経営体のみ)

【要件】

- ・ 麦または大豆を1ha以上作付すること。
- ・ 農産物検査法に基づく検査を受けること。

【交付単価】

650円/60kg(小麦)  
650円/50kg(二条大麦)  
1,300円/60kg(大豆)

【提出書類等】

- ・ 検査したことがわかる書類(写し), 販売伝票(写し)

対象作物：小麦, 二条大麦, 大豆

③奨励作物作付促進事業【水田・畑地】

【対象者】

- ・ 担い手(認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者)
- ・ 人・農地プラン登載者(中心経営体のみ)

【要件】

- ・ 対象作物の施設を5a以上新設又は規模拡大すること。(梨は露地栽培も対象)
- ・ 同一ほ場で1回限り(拡大の場合は同一ほ場可)

【交付単価】

150,000円/10a(同一ほ場で1回限り)

【提出書類等】

- ・ 施設整備にかかる見積書・納品書・領収書(写し), 平面図(写し), 完成写真
- ・ 販売伝票(写し) ※当該年度内に販売できない場合は理由書
- ・ 畑地の場合, 畑地の営農計画書

対象作物：トマト, いちご, アスパラガス, 梨, なら  
(梨は, 露地栽培も対象)

④露地野菜生産拡大事業【畑地(機械の共同利用組織の構成員のみ水田を含む)】

【対象者】

- ・ 担い手(認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者)
- ・ 人・農地プラン登載者(中心経営体のみ)
- ・ 担い手であって, 人・農地プラン(中心経営体のみ)に登載されている農業者を含む3名以上の機械の共同利用組織の構成員

【要件】

- ・ 対象作物を畑地と水田を合わせて10a以上作付すること(交付金の算定は畑地のみの面積を対象とする。ただし, 機械の共同利用組織の構成員のみ水田の面積も対象とする)。

【交付単価】

10,000円/10a

【提出書類等】

- ・ 販売伝票(写し)
- ・ 機械の共同利用組織の構成員は, 共同利用の規約(写し), 構成員が分かる書類(写し), 機械利用計画(写し)
- ・ 畑地の営農計画書

対象作物：玉ねぎ, かんしょ

⑤水田活用拡大事業【水田】

【対象者】

- ・ 担い手(認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者)
- ・ 人・農地プラン登載者  
(「中心経営体」又は「農地の守り手・支え手」)

【要件】

- ・ 令和2年度の(全)保全管理又は(全)調整水田に主食用米以外の食用・飼料用の販売用作物を作付すること。
- ・ 令和2年度に営農計画書が提出され, 作付状況が確認された水田であること。
- ・ 拡大総面積が10a以上であること

※ 前年度に何らかの作物を作付しており, 保全管理又は調整水田になった面積は, 交付対象面積から差し引く

【交付単価】

10,000円/10a

【提出書類等】

- ・ 販売伝票(写し)

対象作物：主食用米を除く販売用作物

《その他》

※ ①~⑤の助成を希望する方は「農業構造改革事業交付金等交付申請書」を提出してください。

※ 実績などの確認に必要な書類等の提出については, 申請者に別途ご案内します。(J A出荷の場合, 検査・販売等の実績は, J Aから情報提供を受け確認します。)

※ 記載の交付単価は上限額です。予算額の範囲内で単価を調整することがあります。

人・農地に係る事業

担い手農地集積事業【水田・畑地】

(受け手への支援)

- ・ 農地中間管理機構を通じて, 10年以上の利用権を設定した農地で, その出し手が国の機構集積協力金(経営転換協力金)の対象となったものについて, 当該農地の受け手に対して交付するもの

15,000円/10a(受け手)

稼げる農業経営体育成支援事業

(1) 集落営農の育成

- 以下の要件を満たす集落営農組織を設立すること。
  - ・ 3戸以上の農業者で組織して共同作業を行うこと。
  - ・ 5年以内に経理を一元化する計画があること。

1,000円/10a

※ その他, 集落内の検討会等の費用を支援

(3) 法人化を目指す集落営農組織及び大規模経営に取り組む個人農家への経営力向上に向けた支援

専門家による指導・支援

(2) 法人化を目指す集落営農の育成

- 以下の要件を満たす集落営農組織を設立すること。
  - ・ 法人化を目指すこと。
  - ・ 共同販売経理を行うこと。

200,000円/1組織

※ その他, 法人化に向けた検討会等の費用を支援

荒廃農地再生交付金

国事業が対象とならない比較的荒廃程度が低い荒廃農地であること。(草刈・耕起作業が対象)

16,000円/10a

農地の守り手・支え手確保育成支援事業【水田・畑地】

【対象者】

- ・ 実質化された人・農地プラン登載者(農地の守り手・支え手)

【要件】

- ・ 景観形成作物又は地力増進作物を作付すること。

【提出書類等】

- ・ 農業構造改革事業交付金等交付申請書
- ・ 営農計画書(畑地の場合, 畑地の営農計画書)
- ・ 種子の購入伝票(写し)

自己所有地 3,000円/10a

借入地 8,000円/10a